

黒石小学校 PTA 会 則

第1章 総則

第1条 本会は、黒石小学校 PTA と称する。

第2条 本会は、学校教育の実施を完全ならしめるために学校・家庭・地域社会が一体となって協力し、合わせて家庭教育および社会教育の振興刷新を図り、児童の福祉を増進することを目的とする。

第3条 本会は、事務局を黒石小学校内におく。

第2章 事業

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の諸事業を行う。

- 1 教育促進のために必要な知識・教養を高める。
- 2 児童の保護対策をたて、福祉施策を図る。
- 3 学校と家庭の緊密化を図り、あわせて家庭教育および社会教育の向上に努める。
- 4 学校施設及び備品を整備することに協力する。
- 5 会員相互の親睦を図る。
- 6 その他、目的を達成するための必要な事業を行う。

第3章 会員

第5条 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者及び本校に勤務する教職員とする。

第4章 役員

第6条 本会は、次の役員をおく。

会長	1名	副会長	3～5名	幹事	若干名	監査	2名
評議員	若干名	書記	2名	会計	2名		

第7条 本会の役員は、次の方法により選出する。

- 1 会長、副会長及び監査は、選考委員会を設けこれにおいて選出する。
ただし、副会長1名は校長とする。
- 2 幹事、会計及び書記は、会長がこれを選任する。
ただし、書記及び会計1名は教職員とする。
- 3 評議員は、地区代表と学級代表に分ち、地区評議員は、各地区ごとに会員の互選により1名選出し、学級評議員は各学級ごとに会員の互選により4名選出する。
地区評議員は学級評議員を兼任しないこととする。
- 4 教職員は、全員評議員とする。

第8条 役員は任期は1ヵ年とし、定期総会から定期総会までとする。ただし、再任を妨げない。補欠により就任した役員は残任期間とする。役員は、その任期が満了しても、あとの定まるまでは任務を遂行しなければならない。

第9条 地区評議員の選挙区は、各行政区によることを本体とする。

第10条 役員は、次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 評議員は、評議員会において会務を審議決定すると共に、会の円滑な運営にあたる。
- 4 監査は、本会の経理監査を行う。
- 5 書記は、事務局を兼ね、会議の正確な記録を取ると共に、連絡・通信・交渉その他の会務を処理する。
- 6 幹事は、会長及び副会長を補佐し、会長の委任する特別の事項に関する会務を処理する。

第5章 会議

第11条 会議を分ち、次のとおりとする。

総会、評議員会、部長会、事業部会

第12条 会議は、構成員の三分の一以上の出席がなければ成立しない。ただし、委任状を認める。

第13条 議長は、出席者の過半数で決定する。

第14条 議長は、書記に命じて議事を記録させる。

第15条 総会は最高議決機関で、定期総会と臨時総会とし、会員を持って構成し、会則の改廃、役員を選出解任、予算・決算等の承認を案ずる事項を決議する。定期総会は、毎年一回会長が招集する。臨時総会は、次の場合会長が招集しなければならない。

1 会員の三分の一以上が会議の目的事項を示して召集を要求したとき。

2 評議員会、事業部会が開催を要求したとき。

3 緊急なる場合、会長が評議員会の同意を得たとき。

第16条 評議員会は、総会に次ぐ審議機関である。

評議員会は、会長の招集のあったとき及び評議員総数の三分の一以上の要求があったとき、これを開く。

評議員会は、会長、副会長、幹事、監査、書記、会計並びに評議員をもって構成する。

第17条 部長会は、評議員会に次ぐ審議機関である。

部長会は、会長、副会長、幹事、監査、事務局並びに各事業部長、副部長をもって構成する。

第18条 事業部会は、各部毎に行うものとする。

第6章 会計

第19条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までで終わる。

第20条 本会の経費は、会費・事業収益及び寄付金等をもってこれに充てる。

第21条 会費は、就学児童及び教職員一人につき、月250円とする。

ただし、事情により会費を免除する場合もある。

一旦納入した会費は返却しない。

付 則

第22条 本会に顧問をおくことができる。顧問は、評議員会において委嘱し、会長の諮問に答えて意見を述べる。任期は、役員に準ずる。

第23条 評議員会は、規約の施行に関して、必要な内規を定める。

第24条 本会の会則は、総会の決議を経なければ改廃できない。

第25条 会員は、必要ある場合、それぞれの職場・職能に応じ労力を提供する。

細 則

第1条 評議員会は、第2条の目的を達成するために次の部をおき、評議員は、いずれかの部に属する。各部の部長は、委員の互選とする。

- 1 総務部
- 2 学級部
- 3 広報部
- 4 厚生部
- 5 校外部
- 6 保体部

(平成6年5月 制定・施行)

(平成7年5月 改正・施行)

(平成10年3月 改正 4月施行)

(平成11年3月 改正 4月施行) 細則第1条

(平成15年4月 改正 5月施行) 第7条1項、2項

(平成17年4月 改正 5月施行) 第6条、第8条、第15条